

伊豆の国市農業委員会 7 月定例会議議事録

開催日時 令和 8 年 7 月 10 日 (水)
午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分
場 所 あやめ会館 3 F 多目的ホール

出席委員： 13 人 欠席： 0 人

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名
1	遠 藤 照 彦	5	松 下 満 雄	9	土 田 哲	13	萩 原 一 英	事務局	小坂 高一郎
		6	與五澤文義	10	窪 井 千 容	14	鈴 木 宗 雄		小澤 竜哉
3	中 川 謙 一	7	渡 邊 伸 一	11	天 野 進				福本 南斗
4	土 屋 克 彦	8	内 田 久	12	星 合 省 吾				

推進委員： 11 人 欠席： 0 人

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名
1	杉 山 芳 喜	4	岡 本 仁	7	渡 邊 光 一	10	土 屋 栄
2	白 井 孝	5	久保田正一	8	田 中 正 男	11	重田庄八郎
3	高 梨 誠	6	渡 邊 一 弘	9	平 木 宏		

議事の内容

審議案件 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・ 2 件
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・ 4 件
議案第 3 号 農地の利用目的変更申請書承認の件・・・・・・・・・・ 1 件

報告事項 農地法届出書(専決事項)について
報告第 1 号 農地法第 4 条届出書受理の件・・・・・・・・・・ 1 件
報告第 2 号 農地法第 5 条届出書受理の件・・・・・・・・・・ 2 件
報告第 3 号 農業用施設届出書受理の件・・・・・・・・・・ 1 件

その他

開 会 事務局長	ただ今から7月定例農業委員会を開催します。 なお、各委員の皆様におかれましては、携帯電話をマナーモードへの切り替えをお願いいたします。 本日、農業委員の過半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことを報告します。 まず会に先立ちまして、副市長より3年間の任期を終える委員の皆様方にお礼を申し上げます。
副市長	3年間お疲れさまでした。
事務局長	副市長ありがとうございました。副市長はここで退席となります。 (副市長退席)
事務局長	それでは、会長の進行により、慎重なる審議の程、よろしくお願いしたいと思います。
議事録署名人指名 会 長	それでは議事に入ります。議事録署名人を指名致します。11番天野委員、12番星合委員を議事録署名人に指名いたします。では、議案第1号に入ります。
審議案件 【議案第1号】 会 長	○【議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件】 議案第1号「農地法第3条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第1号11番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号17番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の17番について説明します。場所と写真は資料番号①をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 譲受人の経営面積は0㎡ですが、本案件で598㎡になります。譲受人の年齢は68歳で、農作業経験は3年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては白ねぎを栽培する予定です。申請地は自宅から車で30分、勤務先法人から車で3分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で50万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、南江間地区の担当委員は13番萩原委員です。よろしくお願いします。
萩原委員	(議案第1号17番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて南江間地区担当の重田推進委員から意見ををお願いします。
重田推進委員	(議案第1号17番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないと思いますが、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。

推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号18番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号18番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の18番について説明します。場所と写真は資料番号②をご覧ください。 譲受人の経営面積は4,885㎡です。譲受人の年齢は84歳で、農作業経験は38年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては水稻を栽培する予定です。申請地は自宅から車で10分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で30万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、南江間地区の担当委員は13番萩原委員です。よろしくお願いします。
萩原委員	(議案第1号18番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて南江間地区担当の重田推進委員から意見をお願いします。
重田推進委員	(議案第1号18番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
審議案件	○【議案第2号 農地法第5条許可申請書承認の件】

【議案第2号】 会 長	議案第2号「農地法第5条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第2号3番について、事務局より概要説明をしてください。
事務局	議案第2号3番について「朗読」 議案第2号「農地法第5条許可」の3番について説明します。場所と写真は資料番号③をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。 借人は市内で建設業を営んでいる法人です。この度、公共下水道整備事業を行うにあたり、工事現場近傍に位置する申請地を、一時的に建設資材の仮置きや駐車場、休憩所とするため申請に及ぶものです。 申請地は、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されるため代替性の検討が必要となります。申請地周辺について用地選定を行った土地の選定理由を確認し、申請地以外に設置できないことを確認しております。一時転用期間は2年間です。 また、許可することができない場合の要件を定めた農地法第4条第6項第3号、第4号、第5号の要件に該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。賃料は2筆で年間10万円です。 現地確認については、7月7日（火）に萩原委員と重田推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、南江間地区の担当委員は13番萩原委員です。よろしくお願いします。
萩原委員	（議案第2号3番農地法第5条許可について説明）
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて南江間地区担当の重田推進委員から意見ををお願いします。
重田推進委員	（議案第2号3番農地法第5条許可について意見）
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委 員	（質問等）
事務局	（回 答）
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	（質問等）
事務局	（回 答）
会 長	他に質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 （挙手全員）
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第2号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局	議案第２号４番について「朗読」 議案第２号「農地法第５条許可」の４番について説明します。場所と写真は資料番号④をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 譲受人は市内で食品加工業を営んでいる法人です。本社敷地及び借入している駐車場は、現在の従業員数では非常に手狭であり、納入野菜の仮置場も不足していることから、本申請に至りました。 申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で第１種農地に区分されます。第１種農地は原則として転用は許可できませんが、第１種農地の不許可の例外規定にある「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているものに」該当すると考えます。 また、許可することができない場合の要件を定めた農地法第４条第６項第３号、第４号、第５号の要件に該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。売買価格は２筆で250万円です。 現地確認については、７月７日（火）に萩原委員と重田推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、南江間地区の担当委員は13番萩原委員です。よろしくお願いします。
萩原委員	（議案第２号４番農地法第５条許可について説明）
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて南江間地区担当の重田推進委員から意見をお願いします。
重田推進委員	（議案第２号４番農地法第５条許可について意見）
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	（質問等）
事務局	（回 答）
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 （挙手全員）
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第２号５番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第２号５番について「朗読」 議案第２号「農地法第５条許可」の５番について説明します。場所と写真は資料番号⑤をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 譲受人は市内で鉄骨加工業を営んでいる法人です。この度、事業の拡大に伴い現在の駐車場・資材置場では手狭となっており、本件土地を拡張用地として取り込むことにより、作業効率の向上及び資材の適正管理を図るため申請に及ぶものです。

	申請地は、(大仁中央)インターチェンジから300m以内の農地であることから第3種農地に区分されますので、立地基準上は転用が原則許可される農地となります。農地法第4条第6項第3号、第4号、第5号の各号にも該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。売買価格は1筆で240万円です。 現地確認については、7月7日(火)に渡邊委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、神島地区の担当委員は7番渡邊委員です。よろしくお願いします。
渡邊委員	(議案第2号5番農地法第5条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて神島地区担当の渡邊一弘推進委員から意見をお願いします。
渡邊一弘推進委員	(議案第2号5番農地法第5条許可について意見) 推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第2号6番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号6番について「朗読」 議案第2号「農地法第5条許可」の6番について説明します。場所と写真は資料番号⑥をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 借人は市内で水稻栽培を行っている法人です。この度、事業の拡大に伴い大型収摺機、乾燥機を導入し効率化を図ろうと考えたところ、既存の農業用施設では収まりきらないため、新規に軒高6m以内の農業用倉庫を建築したく申請するものです。 申請地は農振農用地であり原則として転用は許可されない農地ですが、本申請は農業用施設の用に供するために、農地を農地以外のものにする申請であるため、立地基準上は例外的に許可できる農地となります。また、許可することができない場合の要件を定めた農地法第4条第6項第3号、第4号、第5号の要件に該当しないため、本案件は一般基準についても問題ないと考えます。賃料は年間2万円です。 現地確認については、7月7日(火)に松下委員と岡本推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、奈古

	谷地区の担当委員は5番松下委員です。よろしくお願いします。
松下委員	(議案第2号6番農地法第5条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて奈古谷地区担当の岡本推進委員から意見をお願いします。
岡本推進委員	(議案第2号6番農地法第5条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
【議案第3号】 会 長	○【議案第3号 農地の利用目的変更申請書承認の件】 議案第3号「農地の利用目的変更申請書承認の件」を議題とします。 議案第3号の1番について、○○委員、●●委員は申請人であり、農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当しますので退席してください。
	(○○委員・●●委員退席)
会 長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号1番について、事務局より概要説明をしてください。 議案第3号1番について「朗読」 議案第3号「農地の利用目的変更申請書承認の件」の1番について説明します。場所と写真は資料番号⑦をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。 現地確認については、7月7日(火)に●●委員、久保田推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、葦山多田地区担当の●●委員は退席しているため、推進委員の補足説明に移ります。葦山多田地区担当の久保田推進委員よろしくお願いします。
久保田推進委員	(議案第3号1番農地の利用目的変更申請書承認について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。

会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
	(●●委員・○○委員着席)
会 長	○【報告事項 農地法届出(専決事項)について】 報告事項について事務局報告をしてください。 なお、質問は事務局報告後一括して行いますので、報告番号を示し質問を行ってください。
【報告第1号】 事務局	農地法第4条届出書受理の件について3番を「朗読」。 転用目的は駐車場敷地です。令和8年6月12日付、伊国農委第4号受理番号第3号にて受理しました。
【報告第2号】 事務局	農地法第5条届出書受理の件について2番を「朗読」。 転用目的は資材置場敷地です。令和8年6月15日付、伊国農委第5号受理番号第2号にて受理しました。
	農地法第5条届出書受理の件について3番を「朗読」。 転用目的は宅地分譲敷地です。令和8年6月16日付、伊国農委第5号受理番号第3号にて受理しました。また、補足資料も併せてご覧ください。
【報告第3号】 事務局	農業用施設届出書受理の件について1番を「朗読」。 農業用施設の概要は施設面積196㎡の農業用駐車場です。令和8年6月19日付、伊国農委(施設)受理番号第1号にて受理しました。また、補足資料も併せてご覧ください。
会 長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問は無いようですので、続いて、質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
田中推進委員	(質 問)
事務局	(回 答)
会 長	質問はないようですので報告事項を終わります。
会 長	続きまして、農用地利用集積等促進計画案について、市長より意見を求められています。

	それでは事務局説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積等促進計画案を「朗読」
会 長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
田中推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。農用地利用集積等促進計画案について、異議なしの意見を提出することに賛成される農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案は意見なしとして提出します。
会 長	その他事務局より何かありますか。
その他 事務局	配布資料の処分について
事務局長	以上で今月の案件は全て終了いたしました。長時間にわたるご審議ありがとうございました。本総会をもって、現在の任期における農業委員会定例総会はすべて終了となります。最後に会長より謝辞をいただきたいと思います。
会 長	3年間お疲れさまでした。
閉 会 事務局長	それでは7月の定例総会を閉会します。3年間ありがとうございました。